

アスベスト(石綿)問題への対応について

アスベストによる健康被害等が社会的に大きな問題となっております。

このため、市では、「アスベスト対策庁内連絡会議」を設け、アスベストに関して、市民の皆さんの不安に対応するために相談窓口を開設するほか、市有施設について実態調査などを行っています。

◆市有施設の実態調査と今後の対応

アスベストの使用実態の確認を行うとともに、飛散防止等必要な対策を講じます。
現在、設計図書や目視による確認を行っており、アスベスト含有の疑いがあるものについて、専門の分析機関に調査を依頼しています。
調査結果が判明次第、市民の皆さんにお知らせします。



アスベスト



市民の皆さんから寄せられたアスベストに関する相談の一部も含めてお知らせします。

Q1 アスベストとは？

A アスベスト(石綿)は、天然に産する鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと、アスベストが飛散して人が吸入してしまう恐れがあります。日本では、昭和30年ごろから、ビル等の建築工事において、保温

断熱の目的でアスベストを吹付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止とされました。その後、スレート材、ブレーキパッド、防音・断熱・保温材などで使用されましたが、現在では、原則製造等が禁止されています。

アスベストは、長い潜伏期間を経て、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを引き起こす

可能性があることが知られていますが、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散防止等が図られています。

参考 アスベストと混同しやすい物

として、ロックウール(岩綿)があります。アスベストが天然鉱物繊維であるのに対し、ロックウールは人工繊維で全く別の物質であり、また、アスベストと違い、「発ガン性に分類できない」とされています。(国際がん研究機関)

Q2 アスベストを取り扱う作業に従事していたことがあり心配です。

A 過去にアスベスト製品の製造工程における作業や石綿の吹付け作業等に従事していた方は、その作業方法にもよりますが、一般の方に比べてアスベストを扱う機会が多いこととなりますので、最寄りの医療機関にご相談の上、胸部レントゲン検査等による健康診断を受診するようにしてください(受診の際、医師に自分

◆市民からの問い合わせ窓口◆

	市の相談窓口 市民課市民相談室 ☎63-3111(代)	国や県等の相談窓口
健康被害、医療機関に関する事	環境保健課健康増進係	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部 佐渡保健所 ☎74-3978 *労災に関する相談 佐渡労働基準監督署 ☎23-4500 *専門医療機関 燕労災病院 ☎0256-64-5111 新潟労災病院 ☎025-543-3123
公共施設に関する事	総務課管財係	
学校施設に関する事	教育委員会学校教育課庶務施設係	
民間建築物に関する事	建設課建築住宅係	新潟県佐渡地域振興局地域整備部 建築課 ☎74-4040
石綿管など水道に関する事	水道課水道係	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部 生活衛生課 ☎74-3399
廃棄物に関する事	環境保健課廃棄物対策係	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部 環境センター ☎74-3428
関係法令、アスベスト一般に関する事	環境保健課環境保全室	新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部 環境センター ☎74-3428 佐渡労働基準監督署 ☎23-4500

が過去にアスベストに係る作業を行っていた旨をお伝えください。

◆健康管理手帳制度や 労災補償制度があります◆

健康診断の結果、胸部レントゲン検査で一定の症状がある場合は、新潟労働局安全衛生課に申請していただければ、健康管理手帳の交付を受け、無料で定期的に健康診断を受けることができます。また、中皮腫等を発症した場合には、それがアスベストにばく露したことが原因であると認められれば、労災補償を受けることができます。

佐渡労働基準監督署

☎23-4500

◎3 わが家はアスベストの 危険性があるのか？

A 日本では、9割が建築材料として使用されています。

建築物においては、耐火被覆材等として吹付けアスベストが使用されています。また、屋根材、壁材、天井材等としても、アスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。アスベストは、その繊維が空气中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています。すなわち、露出して吹き付けア

スベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散

するおそれがありますが、板状に固めた建材や天井裏、壁の内面にある吹付けアスベストからは、通常の状態では室内に飛散する可能性は低いと考えられます。

吹付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造りの建築物の耐火被覆材として使用されている場合がほとんどであり、戸建て住宅では、通常使用されていませんが、マンション等では、駐車場等に使用されている可能性があります。

建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせてみる等の対応が考えられます。

◎4 建築物(事務所、店舗、 倉庫等)に吹付けアスベストが 使用されている場合において、 どうしたらよいか？

A 石綿障害予防規則において、吹付けられたアスベストが劣化等により粉じんを発生させ、ばく露するおそれがあるときは、除去等の措置を講じなければならぬことになっています。

除去等の措置を講じる際には、石綿障害予防規則や大気汚染防止法等により、作業の届出等が必要となる場合があります。

問い合わせ

石綿障害予防規則

佐渡労働基準監督署

☎23-4500

大気汚染防止法

新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部 環境センター

☎74-3428

◎5 石綿セメント管を通過 した水道水は、健康に影響があ るか？

A 水道水に使用されている石綿セメント管に関し、これを通過した水による健康影響について、厚生労働省ならびに世界保健機関の考え方は次のとおりです。

(1)厚生労働省(健康局水道課)平成4年(1992年)に改正した水道水質基準の検討時にアスベストの毒性を評価したが、アスベストは呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定を行わないとした。

(2)世界保健機関(WHO)飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点からガイドライン値を定める必要はないと結論できる。

(出典 厚生労働省 アスベスト(石綿)についてQ&A ほか)

◆アスベスト使用建築物 の解体現場への立ち入り 検査等の実施について

新潟県では、県民の安全・安心のため、建築物解体作業におけるアスベスト飛散防止対策の指導を強化するため、労働基準

監督署、市と連携して解体現場の合同立ち入り検査・安全パトロールを実施します。

解体作業に関する情報の提供や照会には、新潟県佐渡地域振興局健康福祉環境部環境センターまでお願いします。

☎74-3428

(((SF(催眠)商法に気をつけて!)))

最近、民家や納屋を会場に、人を集めて高額な布団を売りつける販売方法の業者が島内に入り、当消費者生活センターにも被害の苦情が寄せられています。「無料で〇〇を差し上げます」と言われても、行かないようにしてください。また、電話による健康食品の勧誘にうっかり「ハイ」と返事をしたため、商品が送られてきたが断りたいと言う相談も入っています。電話がきてもはつきり「必要ないのでお断りします」と言ってしまうことです。万が一、ふとんの購入の契約をしてしまった場合も、契約日を含めて8日以内であればクーリング・オフにより無条件で解約することができます。

なお、不明な点や、被害に気づいたらすぐ、佐渡市立消費生活センターが最寄りの各支所消費者相談窓口に出してください。

SF(催眠)商法とは

日用品や食料品を無料で配って、民家や車庫を会場に人を集め、高額な医療用具や布団を売りつける。

佐渡市立消費生活センター

(市役所佐和田支所3階)

☎57-8143

市役所佐和田支所地域振興課

☎57-8123

